

議案第85号

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

甲賀市コミュニティセンター条例（平成16年甲賀市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

甲賀市油日コミュニティセンター	甲賀市甲賀町上野2416番地
-----------------	----------------

」を

「

甲賀市油日コミュニティセンター	甲賀市甲賀町上野2416番地
甲賀市佐山コミュニティセンター	甲賀市甲賀町神保2102番地

」に

改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

施設名		1時間当たり金額（円）		
		市内	市外	
甲賀市水口東部コミュニティセンター	和室（大）（1室につき）	300	600	
	和室（小）	200	400	
	会議室	300	600	
甲賀市水口北部コミュニティセンター	和室（大）（1室につき）	300	600	
	和室（小）	200	400	
	会議室	300	600	
甲賀市水口中部コミュニティセンター	和室（1室につき）	300	600	
	会議室	200	400	
甲賀市水口交流センター	学習室	1室	600	1,200
		1／2室	300	600
甲賀市油日コミュニティセンター	多目的室	400	800	
	会議室	300	600	
	調理実習室	300	600	

甲賀市佐山コミュニティセンター	和室（1室につき）	200	400
	多目的室	500	1,000
	調理実習室	300	600
甲賀市朝宮コミュニティセンター	和室（1室につき）	300	600
	調理実習室	300	600

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

施設名		区分	1時間あたり金額（円）	
			市内	市外
甲賀市水口交流センター	多目的ホール	1面	500	1,000
		1／2面	300	600
	照明設備	1面	600	
		1／2面	300	

備考 別表第1の備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の甲賀市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第5条の規定による利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(甲賀市老人福祉センター条例の一部改正)

- 4 甲賀市老人福祉センター条例（平成16年甲賀市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市老人福祉センター佐山荘の項を削る。

(甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正)

- 5 甲賀市地域市民センター設置条例（平成23年甲賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「甲賀市甲賀町小佐治2967番地」を「甲賀市甲賀町神保2102番地」に改める。

甲賀市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案				現行					
(名称及び位置)				(名称及び位置)					
第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。				第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称		位置		名称		位置			
(略)				(略)					
甲賀市油日コミュニティセンター		甲賀市甲賀町上野2416番地		甲賀市油日コミュニティセンター		甲賀市甲賀町上野2416番地			
甲賀市佐山コミュニティセンター		甲賀市甲賀町神保2102番地							
(略)				(略)					
(使用料)				(使用料)					
第9条 コミュニティセンターの使用料は、別表第1のとおりとする。 ただし、甲賀市水口交流センター多目的ホールの使用料は、別表第2のとおりとする。				第9条 コミュニティセンターの使用料は、別表第1のとおりとする。 ただし、甲賀市水口交流センター多目的ホールの使用料は、別表第2のとおりとする。					
別表第1 (第9条関係)				別表第1 (第9条関係)					
施設名		1時間あたり金額(円)		施設名		室名		時間区分	
甲賀市水口東部コミュニティセンター		和室(大)(1室につき)		甲賀市水口東部コミュニティセンター		住民コミュニティ室(1室に		午前9時から正午まで	
		300				700円		正午から午後5時まで	
		600						午後5時から午後10時まで	
								1,000円	
								1,200円	

	和室 (小)		200	400	センター	つき)			
	会議室		300	600	甲賀市水口北部	老人コミュニ	500円	700円	800円
甲賀市水口北部コミュニ	和室 (大) (1室につ		300	600	ティセ	ティ室			
ティセンター	き)				センター	子どもコミュ	500円	700円	800円
	和室 (小)		200	400	甲賀市水口中部	ニティ室			
	会議室		300	600	ティセ	調理実習室	600円	800円	900円
甲賀市水口中部コミュニ	和室 (1室につき)		300	600	センター				
ティセンター	会議室		200	400	甲賀市油日コミ				
甲賀市水口交流センター	学習室	1室	600	1,200	ユニティセンタ				
		1/2室	300	600	ニ				
甲賀市油日コミュニティ	多目的室		400	800	甲賀市朝宮コミ				
センター	会議室		300	600	ユニティセンタ				
	調理実習室		300	600	ニ				
甲賀市佐山コミュニティ	和室 (1室につき)		200	400	甲賀市水口交流	学習室1	1,400円	2,000円	2,400円
センター	多目的室		500	1,000	センター	学習室2	500円	700円	800円
	調理実習室		300	600					
甲賀市朝宮コミュニティ	和室 (1室につき)		300	600					
センター	調理実習室		300	600					

備考

- 1 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市

備考

- 1 時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それぞれを合計した金額とする。
- 2 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団

外」とは、市内以外の場合に適用する。

- 2 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 3 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

別表第2（第9条関係）

施設名		区分	1時間当たり金額（円）	
			市内	市外
甲賀市水口交流センター	多目的ホール	1面	500	1,000
		1/2面	300	600
	照明設備	1面		600
		1/2面		300

備考 別表第1の備考の規定は、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額」とあるのは、「使用料の額（照明設備は除く。）」と読み替えるものとする。

体、又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する金額とする。

- 3 学習室1の2分の1以下の部分を利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する金額とする。
- 4 冷暖房設備を利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した金額とする。

別表第2（第9条関係）

施設名	室名	時間区分			
		午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
甲賀市水口交流センター	多目的ホール	1,400円	1,800円	1,200円	1,200円

備考

- 1 時間区分を連続して利用する場合の使用料は、それぞれを合計した金額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の甲賀市コミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第5条の規定による利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(甲賀市老人福祉センター条例の一部改正)

- 4 甲賀市老人福祉センター条例(平成16年甲賀市条例第97号)の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市老人福祉センター佐山荘の項を削る。

- 2 市外に居住する者若しくは市外に居住する者が半数を超える団体、又は市外にその本拠を置く団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する金額とする。

- 3 多目的ホールの2分の1以下の部分を利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する金額とする。

- 4 照明設備を利用する場合の使用料は、1時間当たり600円を加算する。ただし、2分の1以下の照明設備を使用する場合の使用料は、1時間当たり300円を加算する。

(甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正)

5 甲賀市地域市民センター設置条例（平成23年甲賀市条例第16号）
の一部を次のように改正する。

別表中「甲賀市甲賀町小佐治2967番地」を「甲賀市甲賀町神保2
102番地」に改める。

<付則第4項関係>

甲賀市老人福祉センター条例新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
甲賀市老人福祉センター碧水荘	甲賀市水口町北内貴307番地	甲賀市老人福祉センター碧水荘	甲賀市水口町北内貴307番地
甲賀市老人福祉センターフィランソ 土山	甲賀市土山町北土山2058番地	甲賀市老人福祉センターフィランソ 土山	甲賀市土山町北土山2058番地
		甲賀市老人福祉センター佐山荘	甲賀市甲賀町神保2102番地

<付則第5項関係>

甲賀市地域市民センター設置条例新旧対照表

改正案			現行		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。 2 (略) 別表(第2条関係)			(名称、位置及び所管区域) 第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。 2 (略) 別表(第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
甲賀市油日地域 市民センター	甲賀市甲賀町上野 2416番地	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田 堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀 町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、 甲賀町鹿深台	甲賀市油日地域 市民センター	甲賀市甲賀町上野 2416番地	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田 堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀 町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田、 甲賀町鹿深台
甲賀市佐山地域 市民センター	甲賀市甲賀町神保 2102番地	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町 神保、甲賀町隠岐	甲賀市佐山地域 市民センター	甲賀市甲賀町小佐 治2967番地	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町 神保、甲賀町隠岐
(略)			(略)		